

大和市告示第199号

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「断続的」を「継続的」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 緊急的保育 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について保育を実施するもの（前号に掲げるものを除く。）

第3条中「満1歳から就学前までの」を「生後6月に達した日の翌日から就学前までの間にあ

る」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。